

平成26年7月7日  
商工政策課

## 青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

### 1 開催日

平成26年5月19日（月） 14時30分～16時

### 2 会場

県庁西棟7階C会議室

### 3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、對馬委員、佐川委員  
商工政策課 3名

### 4 議事の概要

#### (1) 議題1 前回の議事概要及び届出状況等について

事務局から資料1に基づき、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

#### (2) 議題2 届出案件について

##### 【スーパードラッグアサヒ青森石江店に係る新設について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 届出店舗に面している道路は大型車を含め交通量も多く、スピードも出やすい道路である。
- ② 保全対象壁面において夜間騒音レベルの最大値の予測値の基準超過がみられるが、現況での騒音が予測値を上回ることから、店舗の開店による周辺環境への影響は大きくはないものと考えられる。しかしながら、このことについて付帯要望において注意喚起すべきである。
- ③ 店舗計画地は通学路には面しているが、小・中学校は多少離れているところがあり、要望としては騒音対策の次になる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が多くの地点で基準を超過していること、第二種中高層住居専用地域に隣接していることから、適切な騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗が小・中学校の通学路に接していることから、店舗周辺の歩行者、自転車の安全確保に十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利

用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いします。

4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

#### 【薬王堂七戸店・スーパーカケモ七戸店に係る変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 夜間の等価騒音レベル及び騒音レベルの最大値の予測値の基準超過がみられるが、保全対象敷地境界及び壁面における超過幅等を勘案すると周辺環境への影響は大きくはないものと考えられる。しかしながら、このことについて付帯要望において注意喚起すべきと考える。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における等価騒音レベル及び騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いします。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

#### 【ツタヤ・ワンダーグー弘前店に係る変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 当店舗はもともと電化製品販売店であったが、現在はビデオレンタルや携帯電話販売等となり、来客数は多い。
- ② 多くの来店客は店舗の下にある第一駐車場や第二駐車場に駐車しようとする。隔地駐車場の存在はあまり知られていない。
- ③ 駐車スペースを求めて車が駐車場内を回ると、歩行者にとっても危険である。駐車スペースの確保は重要であると考ええる。
- ④ 指針による算定では10万人以上40万人未満の場合の値を使用し、必要台数を算出すると人口40万人の町であっても224台となる。弘前市の人口は約18万人であるが、来店者数は人口が40万人の町よりも少ないと考えられることから、228台あれば大丈夫だろうと考えられる。
- ⑤ 店舗計画地周辺は交通量が多く、小・中学校も近いため道路下に地下道が整備されている。
- ⑥ 夜間騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過しているが、徐行規制が順守

されれば周辺環境への影響は大きくはないものと考えられる。しかしながら、このことについて付帯要望において注意喚起すべきものと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過していること、第二種中高層住居専用地域に隣接していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。